

市市市協第 712 号

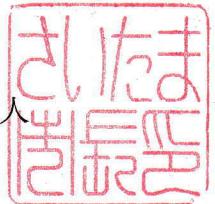
平成 28 年 11 月 14 日

さいたま市市民活動サポートセンター利用者の会

共同代表 内田 淳 様

塙田 悅子様

さいたま市長 清水 勇人



さいたま市市民活動サポートセンターの  
管理基準案に関する要望書について（回答）

平素はさいたま市政へご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 28 年 10 月 14 日付でいただきましたご要望につきまして、次のとおり回答いたします。

第 1 点目として、市は市民活動サポートセンターの管理基準等の検討において、施設利用に係る公平性の確保という観点から、利用の時間や回数等を規定することは必要なことであると考えております。

ただし、こうした規定の内容につきましては、施設利用に係る利便性が損なわれないように、配慮したいと考えております。

第 2 点目として、管理基準等の案については、「市民活動団体の活動を制限するような基準ではなく、誰もが心地よく利用できる施設とすることを主眼とした施設利用上のルール」となります。そのため、市民活動団体に対する処分に関わるような規定は含まないもの

として検討をしております。

第3点目として、市が要綱に基づき市民活動サポートセンター運営協議会の設置・開催、及び利用者懇談会の開催を行うことにつきましては、市が市民活動サポートセンターの設置主体としての責任を果たすために必要なことであり、またそのことによって運営協議会や利用者懇談会の位置づけが一層明確になると考えております。

以上、今後とも市民活動サポートセンターの管理運営について、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

担当 市民局市民生活部市民協働推進課

所在 さいたま市浦和区東高砂町11-1

電話 048-813-6403